

令和 2 年 12 月 14 日
建 設 局**環状第 4 号線（しろかねだい白金台）の事業に着手します**

本日（12 月 14 日）、以下の路線について、国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、事業を実施いたしますのでお知らせします。

路線名	施行箇所	延長	計画幅員	事業期間	事業費	担当事務所
環状第 4 号線	港区白金台二丁目 ～ 白金台三丁目	800m	25m	令和 2 年度 ～ 令和 14 年度	390 億円	第一建設事務所

環状第 4 号線は、港区港南三丁目から江東区新砂三丁目に至る都市計画道路です。

このうち、港区白金台二丁目から白金台三丁目までの延長 800m の区間について事業に着手します。

【事業の概要】

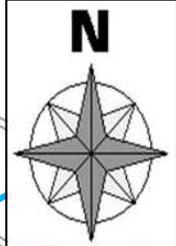
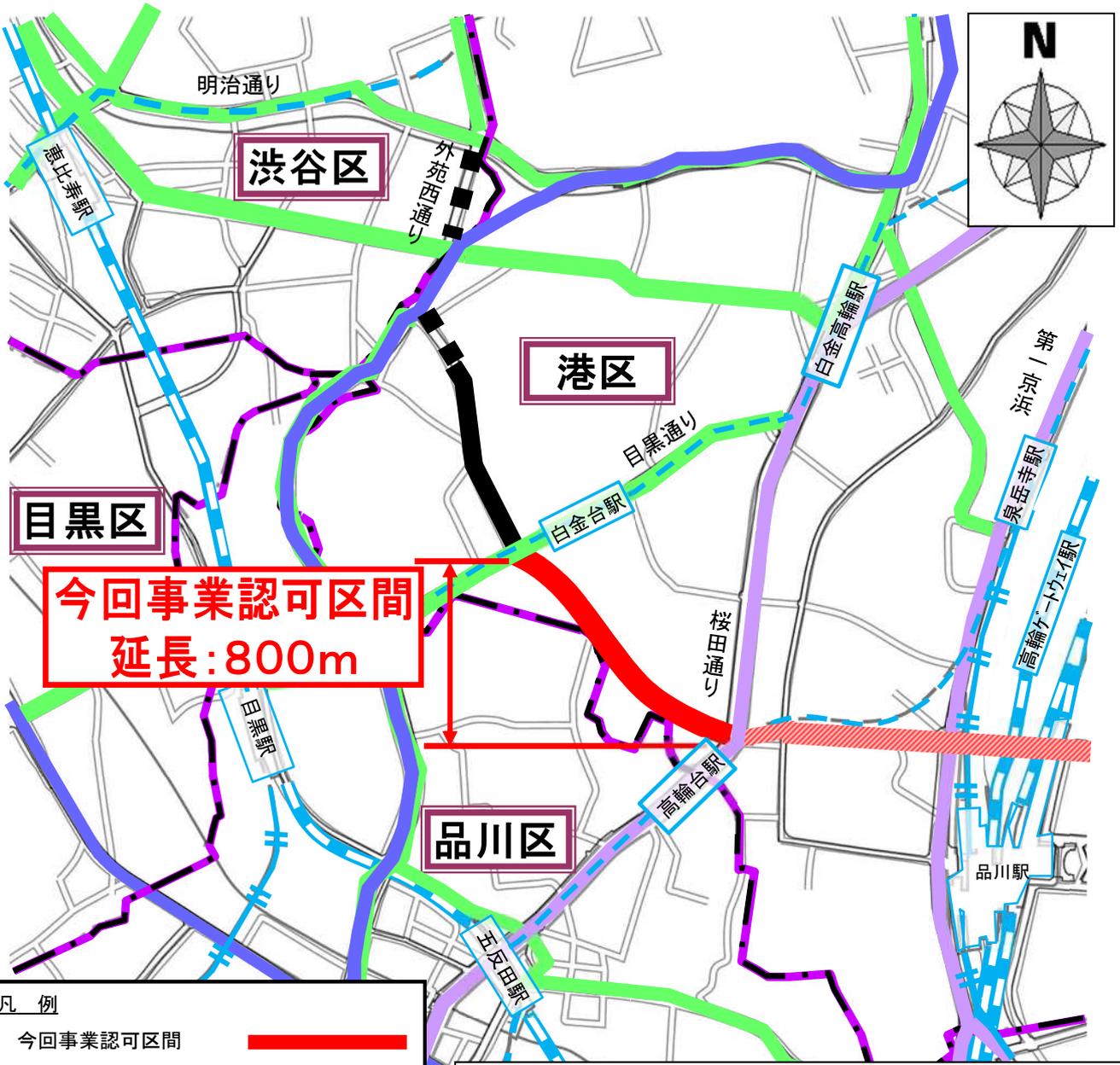
本事業は、幅員 25m の道路を新設整備するものです。車道は 4 車線、その両側に歩道及び自転車通行空間を整備します。

【事業の効果】

- ① 本路線の整備により、環状方向の道路ネットワークが形成され、交通の分散化が図られるとともに、生活道路に流入する通過交通の減少や、歩行者・自転車通行空間の確保により、地域の安全性や快適性が向上します。
- ② 延焼遮断帯の形成、緊急車両の速達性向上、安全な避難経路や救援物資輸送路の確保などにより、地域の防災性が向上します。
- ③ 電線類地中化などにより、良好な都市景観を創出します。

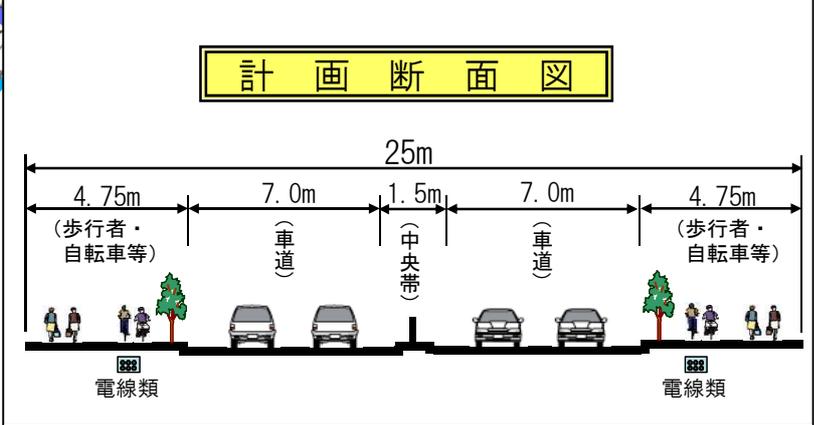
環状第4号線（白金台）

< 案内図 >



凡 例

今回事業認可区間	
整備済の区間	
事業中の区間	
未整備区間（現道あり）	
周辺の主な都道	
一般国道	
首都高速道路	
J R	
地下鉄	
私鉄	
区境	



※計画断面図は確定したものではありません。